平成31年度 瀬戸市新世紀工芸館第17期研修生募集要項(二次)

1000年を超える歴史と伝統を持つやきもののまち、瀬戸。ガラスの原料である珪砂の国内有数の産出量を誇るまち、瀬戸。

やきものの文化を育てた確かな技と、豊かな資源、そして「ひと」は、瀬戸の大きな財産であると言えます。人々の価値観の多様性が進む現在、もの創りに対しても、新たな価値が求められています。

新世紀工芸館は、瀬戸のまちの特性を活かした上で、新世紀の産業・芸術・文化の発展を図ることを目的として平成11年に開館しました。

当館は、陶芸・ガラス工芸それぞれの工房で研修生を受入れ、カリキュラムのない自由な制作活動を 支援します。

1 募集コース・定員・研修期間

ガラス工芸コース 定員:若干名 研修期間:2年(平成31年4月から平成33年3月まで)

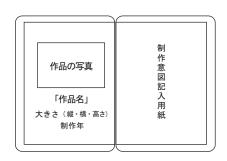
2 応募資格

- (1) 美術・芸術大学などの学校においてガラス工芸専攻を卒業・修了した者、もしくは同等以上の知識・技能・経験を有すると認められる者
- (2) 2年間を通して、1週間につき5日以上の研修活動に専念できる者
- (3) 外国籍の場合は、2年間を通して日本国内に滞在できる資格を有する者

3 応募に必要な書類

(当館のホームページからもダウンロードできます。ホームページ http://www.seto-cul.jp/new-century/)

- (1) 応募用紙 (当館指定用紙)
- (2) 受験票 (当館指定用紙)
- (3) 写 真(3枚) 横3cm・縦4cm、正面、上半身、カラーで3ヶ月以内に撮影したものを応募用紙及び受験票に貼る。
- (4) 研修計画書 (当館指定用紙)
- (5) 作品資料
 - ・作品資料(ポートフォリオ)の表面に氏名と応募コース名を記入する。
 - ・過去に制作した作品のカラ一写真を市販のクリアファイル(A4版)に差込み、各作品に作品名、大きさ、制作年を明記する。
 - ・代表作品1点については、作品の制作意図を「制作意図記入用紙」(当館指定用紙)に最初の見開きページに下図のとおり差し込む。



※ 提出された書類につきましては作品資料を含め返却いたしません。

4 応募受付期間

平成31年2月6日(水)から平成31年2月19日(火)まで

※平成31年2月19日(火)必着とします。

- ※ 直接持参の場合は、休館日(火曜日)を除く午前10時から午後5時30分まで受付けます。
- ※ 郵送の場合は「特定記録郵便」とし、宛名面に「研修生応募書類在中」と朱書きしてください。

郵送先:〒489-0815 愛知県瀬戸市南仲之切町81番地の2 瀬戸市新世紀工芸館

電 話:0561-97-1001

5 選考方法

面接試験及び作品審査によって総合的に判断します。

- (1) 選考試験日時 平成31年3月2日(土)※時間については、受験票送付の際に通知します。
- (2) 選考試験場所 瀬戸市新世紀工芸館
- (3) 選考試験日に必要な物 受験票、作品(1年以内に制作した作品1点を選考試験会場に持参すること。)

6 合格発表

平成31年3月8日(金)までに発送します。

新世紀工芸館の 研修について

当館では研修生が、自己課題を設定し、目標に向かって2年間の制作活動を行います。

- ●工房管理について 工房の日常管理・清掃は研修生が行います。
 - ※ガラス工芸コースについては、ガラス溶解炉の維持管理・壺替え作業等も研修活動の一環 として行います。
- ●研修活動について
- ①当館では、一定のカリキュラムは持たず自由な制作活動を支援していますが、年に数回、 陶芸、ガラス工芸に限らず様々なジャンルの作家や学芸員等を講師として招き、ワーク ショップや作品講評、スライドレクチャー、工房見学などを行っています。
- ②当館の行う事業は研修活動の一環として参加していただきます。(下記参照)研修生作品展(毎年)、研修生作品展示販売(通年)、体験教室の助手(通年)、 せともの祭(9月)、招き猫まつり(9月)、雛めぐり(2月)等
- ※アーティスト・イン・レジデンス (開催未定) 等で作家が長期間共同で工房設備を使用することがあります。
- ※当館工房では研修修了生等を対象にレンタルを行っており、週に1日程度共同で工房設備を使用します。
- ●工房の見学について 当館は工房内の様子を窓ガラス越しに来館者が見学できるようになっています。
- ●研修時間等 研修時間 午前10時から午後6時まで (ガス窯焼成に伴う時間延長は認められます。) 休館日 火曜日、年末年始 (12/28~1/4)
- ●研修にかかわる経費 瀬戸市が工房維持管理における基本的な費用を賄います。また制作についての工房設備の 使用にかかわる燃料費の9割の経費を負担します。

(研修生が負担する経費)

(1) 研修費 1ヶ月につき 20,570円を月毎に前納していただきます。

※消費税増税にともない変動します。

- (2) 燃料費 使用にかかわる燃料費の1割を使用実績に基づき負担していただきます。
- (3) 原材料費 研修生の個人負担とします。
- (4) 道 具 工房設備以外で使用する道具は各自で用意することとします。